

第3回上田市自治基本条例検証委員会 会議概要

1 審議会名	上田市自治基本条例検証委員会	
2 日 時	令和7年9月30日 午後1時30分から	
3 会 場	市役所南庁舎 5階S503会議室	
4 出 席 者	金山委員（会長）、中村委員（副会長）、小林潤子委員、小林みゆき委員、竹花委員、田中委員、田畠委員、中沢委員、二瓶委員、橋詰委員、長谷川委員、丸山委員、堀内委員、三井委員	
5 市側出席者	堀内市民まちづくり推進部長、山田危機管理防災課長、清住政策企画課長、根岸財政課長、半田丸子地域振興課長、宮崎真田地域振興課長、鈴木武石地域振興課長、佐藤生涯学習・文化財課長、星野議会事務局次長、上原政策企画担当係長、野澤文書法規係長、伊藤自治協働支援担当係長、櫻井地域内分権推進担当係長	
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	・ 部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人	記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和7年11月5日	
協議事項等		
1 開会（事務局）	<p>前回に引き続き、条文の内容、逐条解説の検証を委員の皆様にご意見を頂戴したい。西委員は欠席。</p>	
2 会長あいさつ（会長）	<p>丁寧に意見交換しながら検証するのはありがたい。上越市では水不足で渇水対策をしていたが9月の豪雨により側溝や家の前が水浸しになり流されそうで怖い思いをした。災害がある度に、地域の繋がり・気持ちのあり方が大事だと感じている。人口減少でPTA活動が上手くいっていないという話もいろいろな所で聞いている。能登半島震災の時、津波から逃げた経験があり、頼りになるのは隣近所の皆さんで、地域の繋がりをこれからどう作っていくか、この会議でも議論していけたらと考えている。</p> <p>それぞれの立場から日頃感じている事、考えている事を意見に出していただき、これからの5年間の先を見据えながらご披露いただく場になればと思っている。</p>	
3 協議事項（会長）	<p>本日は、前回の検証委員会のまとめを行い、次に第6章（第16条）から第8章（第29条）までを検証する予定。会議は、1時間30分から2時間程度を予定しており、スムーズな進行にご協力いただきたい。本日は条例に係る市の担当課も出席している。検証は、前回に引き続き、第1回の委員会で配布された「資料2 上田市自治基本条例内検証シート」を用いて行う。次第に沿い進行する。</p>	
<p>(1) 会議概要の確認 (事務局)</p> <p>第2回検証委員会の会議概要（案）をお配りした。この会議概要是、市のホームページに掲載予定となっている。内容をご確認いただき、修正が必要な場合は、10月3日（金）までに連絡願いたい。 (会長)</p> <p>ご質問、ご意見あればお願いしたい。 ~意見無し~</p>		

(2) 第2回自治基本条例検証委員会の意見のまとめ

(事務局)

前回、それぞれ委員から意見をいただいたものを意見協議シートという形でまとめたので確認していきたい。この改正案については、この場において方針を決定し、後日、提言書にまとめていきたい。

前文について、条文について特段のご意見はなく改正は行わないとして、智将の漢字については逐条解説に入れ込むこととする。逐条解説については、委員からの意見として、「松平家上田城主第六代の松平忠固（まつだいらただかた）という藩主が、江戸幕府の老中を2度勤めて、2度目には日米修好通商条約を裏方で全部まとめあげた、歴史上は井伊直弼という大老が決めたとなっているが、こここの部分を踏み込んで記載するということはできないか。」というご意見をうけ、改正案として、「真田氏が治めた上田藩は、その後仙石氏、松平氏が上田藩主となり統治しました。安政4年には、老中に再任された上田藩主松平忠固（忠優）[まつだいら ただかた（ただます）]が日米修好通商条約の調印にあたり勅許不要を主張し幕府の専決を進めるなど、大きな働きをしました。」を追記した。まちの現状と将来の課題に武石地域の過疎指定については、それぞれの地域バランスもあるため追記修正は行わないこととした。

続いて、第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（条例の位置づけ）については、条例及び逐条解説とも改正は行わない。

続いて、第4条（自治の基本理念）は、条文の改正は行ないとし、逐条解説については、委員からの意見として「住民自治組織について13条の地域コミュニティに規定されているが、地域協議会については、右岸・左岸・真田・丸子・武石の5つがあるということを明記した方がよい。また、第1号に「一人ひとりを尊重し、互いを認め合うという人権尊重を謳い（うたい）」の部分に「謳い」という漢字があるが、常用漢字ではないのでふりがなをつけたりするなどわかりやすい表現にした方がよい。」との意見を受け、改正案として、「謳い」という字をひらがなに変更する。また、地域協議会の設置状況として「上田右岸地域協議会、上田左岸地域協議会、丸子地域協議会、真田地域協議会、武石地域協議会」を追記したい。

続いて、第5条（自治の基本原則）は、条例及び逐条解説とも改正は行わない。

続いて、第6条（市民の権利）は、条文の改正は行ないとし、逐条解説については、委員からの意見として、「子どもの権利条例に向けて、今後も取組んで欲しい。子どもや若者が自分たちの意見を言っていいと思える社会をつくるために、生まれた時から意見表明できる子どもにどう育てていくかという視点も大事にして、権利条例を作っていただきたい。外国籍の子どもたちは、学校教育についていけないなど、さらに弱い立場にある。条例の基本原則としての人権尊重というところから弱い立場の皆さんへの配慮がより厚くなることを希望する。」という要望事項がだされている。こちらは提言書に入れ込んでいきたい。

続いて、第7条（市民の責務）は、条例及び逐条解説とも改正は行わない。

続いて、第8条（市議会の役割及び責務）は、条文の改正は行ないこととし、逐条解説については、委員からの意見として「自治基本条例の『市民』には外国籍の方も入っているが、市議会においては、外国籍の方には参政権がない。その場合、外国籍の方の意見はどういう形で吸い上げるのか。」というご意見があった。

改正案として「この『市民』には、住民をはじめ、本市で働く人や学ぶ人、事業者や自治会等、公益性を有する活動を行う団体、また、外国籍の人など参政権のない方も含まれます。」を追記し、一番下の段に「上田市議会基本条例では、市民意見の集約を行うために、『市民及び各種団体との懇談会等の意見交換の場を設け、市民意見の集約に努める』こと、また、『議会の活動内容を市民に提供するとともに、市民意見を把握するため、議会報告会を開催する』ことを規定しています。（同条例第8条）」を追加し、どのように意見把握を行うかを説明し改正を行う。

続いて、第9条（市議会議員の責務）、第10条（市長の役割及び責務）は、条例及び逐条解説とも改正は行わない。

続いて、第11条（市の役割及び責務）は、逐条解説について前回に示した改正どおり変更したい。

続いて、第12条（職員の責務）は、条例及び逐条解説とも改正は行わない。

続いて、第13条（地域コミュニティの役割）は、条文の改正は行わないこととし、逐条解説について、委員からの意見として「自治会と住民自治組織の役割を再定義したほうがよい。再定義したうえで住民自治組織はなにをサポートすればいいのかまとめなおした方がよい。上田市241自治会の中で世帯数が20世帯に満たない自治会がいくつもある。自治会連合会では、小規模自治会が自治会としての活動ができるかというところから住民自治組織のことを議論しなくてはいけないと話し合っている。すぐに結論は出ないが、知らない市民がほとんどではないかと思う。隣同士の自治会で協力し合って一つの事業をやっていくなど公民館活動を含めて様々な議論を早急にやっていく必要がある。自治会費がどのように使われているのかがわからない。そのことによって自治会加入の判断を迷われている方がいる。会計の透明性を上げていただきたい。」との意見に対しては、自治基本条例は理念条例であるため、条例や逐条解説に具体的な事項の記載は難しいため、提言書に反映させていただきたい。

続いて、第14条（地域コミュニティへの参加）は、条例及び逐条解説とも改正は行わない。

続いて、第15条（地域コミュニティへの支援）は、条文の改正は行わないこととし、逐条解説について、委員からの意見として「私の自治会では、自主防災組織は事実上機能しているとは思えない。機能していないことに対して、誰がどうやって、その機能を発揮するようにしていくのか、実際上の問題がある。そこについてはどんな手を入れられるのか、逐条解説に書かれていないのであれば、実際になにもできないとなれば問題だ。例えば、チェック体制を市が持つとかそんなことが必要ではないか。」との意見が出された。この意見に対して、「防災・減災活動の共助を担う自主防災組織の持続可能な体制を維持し実効性を踏まえた活動の活性化を図るために、組織を担うリーダーの育成と、地域コミュニティ活動の主体となる市民ひとり一人の防災意識と知識の向上に向けた研修会や講座を通じた人材の育成及び防災対策に対する周知啓発を推進することが必要となります。市の支援の形態は様々ですが、防災備蓄を確保するための財政的な支援、まちづくりを進めるための意識と知識の普及啓発に向けた人的な支援、あるいは新たな制度、仕組みを設けるなど、必要に応じた支援をしていくという考え方です。」に追記変更したい。

前回の会議では、この15条まで確認した。この改正案において方針を決定していただけたらと考えている。決定となったら、この内容を、後日、提言書にまとめていく。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

(委員)

提言書で対応するとあるが、提言書の確認は誰が行うのか。

(事務局)

最終的には委員の皆さんからの提言書であるため委員の皆さんで確認していただく。

(会長)

それでは、この内容で意見をまとめたので、提言書に反映を行う。

(3) 条文・逐条解説の検証について

(会長)

次に条例の検証に入る。本日は、第6章（第16条）から第8章（第29条）までを検証する予定となっている。順番が前後するが、担当課の都合があり、最初に、第22条の総合計画から検証に入る。

第 22 条について、事務局から御説明をお願いしたい。

(事務局)

本日は、前回の第 2 回検証委員会と同様に、第 1 回検証委員会で配布した資料 2 上田市自治基本条例府内検証シート、それから緑色の冊子・逐条解説で検証委員会を進める。前回欠席の委員もいるため、会議の進め方について説明させていただきたい。自治基本条例本文及び逐条解説について、現在記載している内容が、社会情勢の変化に対応している内容になっているか、上田市にふさわしい自治を推進する内容となっているか、という視点でご意見を頂戴し検証をまとめていきたい。この条例は、あくまでも基本理念を定めた条例となる。条例本文自体の変更については、大幅に変更する場合を除き、軽微な変更などは行わず、逐条解説の修正を行ってまいりたい。本日は資料 2 を使って検証を進めていくが、私から市の考え方、それぞれの状況について概要を説明し、その後質疑応答を行う。質疑が終了したところで、「修正なし」とする場合は、その方針を決定し、「修正が必要」な場合には、出された意見をまとめて一定程度の見直し方針を決定した上で、その条項については一旦協議を終了させていただく。その条項について、次回の検証委員会において、本日出された意見をまとめ、見直し案を事務局で作成し示すので、その内容について再度議論していただき方針を決定していただきたい。

第 22 条を先に検証を行う。逐条解説 37 ページをお願いしたい。本条文は、総合計画とその他の重要な計画との関係や計画策定等における市民の参画について、基本的な事項を明らかにするために設けている条文である。事務局案としては、この条例本文に修正事項はないが、逐条解説においては、令和 8 年度から第三次総合計画がスタートするため変更を行いたい。改正案としては、経過や説明書きを省力するもので、「本条は、総合計画とその他の重要な計画との関係や計画策定等における市民の参画について、基本的な事項を明らかにするために設けている。本市の総合計画は、市の将来ビジョン（＝展望）を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性などを総合的に示したもので、まちづくりの最も基本となる計画として位置付けられています。（第 1 項）本項は、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に行うための最も基本となる総合計画を策定するとともに、その計画を実現していくことを定めています。（第 2 項）本項は、総合計画が他の様々な分野における重要な計画の最上位計画に位置付けられることから、他の重要な計画を策定するに当たっては、総合計画との整合を図ることを定めています。（第 3 項）本項は、第 11 条第 2 項で市の責務とした、行政への市民の参加を促進するための多様な制度の一つとして設けています。総合計画及びその他の重要な計画の策定、見直しに当たっては、現在も市民代表による審議会や策定委員会の設置、市民広聴、懇談会、アンケート、パブリックコメントなどの実施により市民参画に努めています。本項では、今後も、こうした制度の充実を図ることを定めています。」と変更を行いたいというものである。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

(委員)

整合を図るということを挙げているが、総合計画では、上田市はこれからコンパクトシティを目指すという方向性があり、それ以外の地域では方向が合わないから制限がかかるということを想定しているか。整合とはどういうことか。

(事務局)

総合計画については、最上位計画として市の計画のなかで位置付けられている。全て各分野に向かって共通で認識する視点を設ける事や、全体的には 10 年後の人口目標などを示している計画である。目標に向かってそれぞれの個別計画を立てる場合には、総合計画と整合性を図っていくという意味である。各地域すべてがコンパクトシティを最優先として計画を立てていくというのがそぐわないという場合には、こういっ

たところをこの地域は担うとか、総合計画は10年後14万2千人ということを目指しているが、そこに向かった施策に対して個別計画を立案して行くということで、総合計画と整合を図るということである。全てが同じ方向にいくことは難しいと思っている。補足として、上田市の総合計画は10年を期間として今年度で第2次の総合計画が終わる。10年間の計画の中で5年の前期まちづくり計画・後期まちづくり計画があり、条例の第3項にあるように見直しについて市民意見をいただき改訂を行う。今回、昨年度から審議会やアンケートを実施するなど、ご意見をいただく中で、令和8年からの10年間の第3次の総合計画と前期まちづくり計画を策定して、9月の市議会定例会に提出している。審議は終わっているが、まだ議会中のため最終日をもって認めていただければ来年の4月1日から第3次がスタートする。それに向かって個別の計画が整合されて、いろいろな計画が立案されていくのでよろしくお願ひしたい。

(委員)

私は副会長と一緒に総合計画の審議会に入り審議を行った。目指したものは上手くまとめられていて、すべて入っている。改正案についてはこれで良いと考える。

(会長)

確認だが、37ページの解説の「平成28年度から」始まる文章を削除して、第1項から始まると考えてよろしいか。

(事務局)

前回の逐条解説を改訂する時には第2次総合計画の後期まちづくり計画の内容についての説明が記載してあった。今回、第3次総合計画に変更する中で内容を「条文の解説」という内容に変えさせていただいた。記載のあった色々な取組み、アンケート、SDGsという説明は省き、条文の説明に今回改正をお願いしたい。

(会長)

戻っていただき、第16条について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

第16条(情報の提供)、逐条解説は29ページをお願いしたい。本条文は、第6条第2項を受けて「情報の共有」に関する市議会及び市の基本的な役割と責務について明らかにするために設けている条例となっている。事務局案として、この条例本文及び逐条解説とともに、社会情勢による変化に対応していると考えられるため、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

(委員)

「分かりやすく」の部分であるが、ホームページについての要望である。少し前までイベントなどが組織ごとに掲載されていてわかりづらかった。イベントカレンダーが掲載されて良くなった。ただ、審議会等の会議の傍聴の情報がイベントカレンダーに載っていない。会議の数日前になってホームページに掲載されることもある。開かれた会議ということを言うならば、会議のこともイベントカレンダーに掲載して欲しい。また、市のホームページからファイルのダウンロードをする際、5桁の数字と拡張子でファイル名がつけられてダウンロードされる。ファイルを開けてみると何のファイルかわからない。市民のためを思ってやつていればこんな仕様にはならないと思う。市民の側からどういう情報が欲しいのかをヒアリングしていただきたい。いまの方法は管理上からみれば簡単かもしれないが、使う側からするとすごく不便だ。

情報公開の部分だが、公文書について情報公開請求すると見せていただけると書かれているが、公文書のリストがわからない。どんな文書があるかを市民は把握していない。どんな文書が手に入るかを教えていた

だきたい。それがわからないと請求のしようがない。

市議会の資料、会計、予算といった情報があまり出ていない。「今度の予算でどういったところにいくらでやります。」といった情報は市議会のページをみていくと記載はあるのだが、市が何をしているのかという情報が、ホームページから伝わって来ない。「今度、補正予算でこういう事業を実施することになりました。」などがわかるようにしてほしい。市のホームページはもう少し頑張っていただきたい。

情報公開の部分でいうと、自治会には大きな役目を背負わされている。市政の情報は紙媒体で回覧板でしか届かない。自治会に入っていない人には提供されていない。悪循環だと思うのは、ごみの出し方もこの形で回しているので、自治会に入られていない方に、ゴミの出し方が伝わっていないため、問題が出てしまっている。それを何か違う形で補っていただけないかと思う。

条文や逐条解説でここを直してほしいというのではない、「分かりやすく」という部分の意識のところで、心掛けていただきたいという思いでの発言である。

(事務局)

まず、ホームページや文書の開示などの要望をいただいたので担当課に情報提供する。自治会に回覧板等で市政の情報を伝えているわけだが、紙以外の方法はどのような方法があると考えているか。

(委員)

ネットワークや戸別に配布（自治会配布ではなく）することなど、違う形で届ける方法が必要であれば検討していただきたい。

(事務局)

担当課にも繋げていきたい。

(委員)

オープンデータについて、市の詳細な財政状況をオープンデータとして出せないか。人口動態などのリストはあるのだが、市の財政状況を年度で公開することはできないか。

(事務局)

オープンデータとはなにか教えていただきたい。

(委員)

上田市のホームページにオープンデータというページがあり、市が詳細なデータを外部に提供しているもの。上田市は、公園の場所、公共施設、人口動態などのデータを掲載している。そこに財政状況を掲載して欲しい。グラフ等で出しているのはわかっているが、生データが欲しい。

(事務局)

財政状況について、ホームページには、年度ごとに予算・決算の情報を、また補正予算・当初予算ごとに予算の概要、決算の概要という形で掲載している。その他にも広報を通じて予算の状況、上半期・下半期の財政状況をお知らせしている。オープンデータというお話をあったが、年度の最新の決算額がいくらであるとか、それをどこの総務費や民生費でいくら使っているのかといった部分をもっとデータ的に視覚化して分かり易くするということか。

(委員)

視覚化しなくても良い。データがあれば外部の人が読み込んで視覚化できる。生データで構わない。

(事務局)

その部分について検討させていただく。

(会長)

○○委員に質問させていただきたい。○○委員は情報に詳しい委員さんだが、第16条の情報共有の条文の書き方の中に、例えば今のようなご意見が、市民のニーズがあるので、行政も工夫をしていくことが伝わ

るような記載があれば・・・。

(委員)

市側が分かり易いと思っていることが、果たして本当に市民側が分かり易いと思っているのか。ヒアリング自体がない。

(会長)

そういうところにも配慮していこうということか。

(委員)

市側もホームページにカレンダーを掲載するなど努力しているのはわかるが、市民が欲しいデータなのかが一致していないと思う。市側が提供しているものと市民が欲しいものに不一致が起きている。

(会長)

市民から要望があると、行政は拾い上げてアップデートしながら運営してきていると認識しているが、不便に思っている人がいながらも、うまく伝わっていないということか。

(委員)

誰に言えばいいかわからない。先程のホームページのファイルフォーマットは、どこに相談すればいいかわからない。

(会長)

例えば、社会福祉や子育てであれば、親身になって救い上げる協議会や関係団体があるのだが、情報公開や市のホームページの使い方などは委員会のようなものがあるのか。

(事務局)

業務として取り扱っている課はありません。

(会長)

条文の中でこれからもっとデジタル化しないと世の中は回っていかないと思うが、私達世代も取り残されそうで、不便に思っているところもある。

(委員)

例えば、条文の「市が保有する情報提供に当たっては、市民のまちづくりへの関心が高まるよう努めます。」のところに「市民の意見を取り入れて」を入れるとか、市民側が欲しいものと方向が一致するようにヒアリングの部分を入れるなどが考えられる。

(会長)

逐条解説の中に一言二言入れていただくことで、良い仕組みができるのであれば、せっかくの機会だなと思う。

(委員)

努められているのはわかるが、方向性が合っているのか。

(委員)

聞いていてよくわからない。市にはDX推進課があるが、どういう方向で、何をどういうふうに市民に分かりやすく伝えていくかという事もDX推進課の使命ではないか。DX推進課は何をやる部署なのか。

(事務局)

DX推進課だけが市役所の持っている情報を担当課として発信する課ではなく、担当課の出したい情報を良い出し方をするためにDX推進課があるのだが、何でもかんでもDX推進課が全面に引き受けるというスタンスではない。市民が求めている欲しいというデータは、その都度言っていただけると思う。財政状況も明らかにするために冊子など作ってやっている自治体もあると思うが、そういう情報は伝わっていないのが現状である。DX推進課ができたが、情報はデジタル化して皆さんに伝えしやすいようにす

るためにDX推進課はできた。まだ3年目であり、色々情報をいただいて「こんなこともやれるよ」という改善をしていきたいと思う。今いただいた意見を伝えるので、少しずつ変わっていくということでご理解いただきたい。

(委員)

○○委員さんのご意見により、情報共有のところにヒアリングなどの文言を何か付け加えていただきたい。

(会長)

条文を改正して欲しいということではなく、解説のところに意見が反映されたらどうかと思う。

(会長)

第17条について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第17条(情報の公開)、逐条解説は30ページをお願いしたい。この本条文は、公正で開かれた市政運営が実現されるよう、市議会及び市が保有する情報の公開に関する責務を明らかにするために設けている。事務局案としては、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

(委員)

先程の要望した内容は、第17条の情報公開にも含まれている。

(事務局)

先程の第16条の関係で市がどういった文書を持っているか、一覧がないと請求のしようがないと意見をいただいた。情報公開条例に基づく開示は、文書名はわからなくとも、こういう情報が欲しいという形で開示請求していただければ、それに合致したものを市の方で抽出する。わからないところがあれば開示請求者ともすり合わせしたうえで開示する。

(委員)

それはいい仕組みだと思う。目録を出すことが難しいということか。

(事務局)

技術的に難しく、そもそも作っていない。文書の数は、行政は文書主義であるために、可能性として年間100万を超える文書がある。意思決定にかかる文書だけでも年間8万件ほど起案しており、意思決定に関わらない文書が多数あり、リストは作っていないのが現状である。

(委員)

書類のフォーマットについて、個別の書類はともかく、どういった書類を作っているかだけでもわかるといい。テンプレートがわかれば。

(事務局)

どういう系統の書類があるかとの質問だが、そこもないのが現状。

(委員)

どういう情報を市が持っているかを把握したい。個別に聞いても大変なので。どういった情報があって、何を市が管理しているのか知りたい。相対の話をしている。

(委員)

そういうものは情報として出せるのか。

(委員)

目録を全部みたいわけではない。どういった文書を管理しているのかわからぬと調べようがない。

(事務局)

基本的に市が行っている事業の文書は何かしら残すことが大原則になっている。事業を実施したのになにも文書が残っていないということはないように市は事務を進めている。

(委員)

難しい相談だということはわかった。

(会長)

第 18 条について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第 18 条(個人情報の保護)、逐条解説は 30 ページをお願いしたい。この本条文は、個人情報流出が人権など個人の権利と利益を侵害し、安心安全な生活を脅かす恐れがあることから特に配慮が必要なことであり、個人情報の保護に関し、市議会及び市の責務について明らかにするために設けている条文である。事務局案としては、この条例本文に修正事項はないが、逐条解説においては、総務課と議会事務局から修正案として、総務課からは令和 5 年 4 月 1 日に上田市個人情報保護条例が廃止されたこと、議会事務局からは、令和 3 年改正個人情報保護法に基づく見直しが必要という改正理由となっている。改正案としては、最後から 2 行目であるが、「既に上田市個人情報保護条例を制定し、施行しており、これに基づき適正に対応します」という部分を「個人情報の保護に関する条例（議会が保有する個人情報にあっては、上田市議会の個人情報の保護に関する条例）に基づき適正に対応します」に変更したい。今回、二つ改正案が示されているが、総務課、議会事務局とも同じ理由となるため、最終の改正案は事務局で調整し次回の委員会で示したい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

～意見なし～

(会長)

それでは第 19 条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第 19 条(地域防災力・防犯力の向上)、逐条解説は 31 ページをお願いしたい。本条文は、平成 27 年度の見直しによって新たに設けたもの。非常時を念頭にかけがえのない市民の生命、身体及び財産を守るために、市の体制強化をはじめとする「公助」の取組とともに、市民や地域自らの安全確保としての「自助」や「共助」に努めることの重要性を共通認識するために設けた条例となっている。事務局案としては、社会情勢による変化に対応していると考えられるため、修正事項は「なし」としたい。

(委員)

実際に災害があると警察や消防と連携をとった形で初めて救助等に繋がっていくと思う。そういう文言を加えることはできないか。

(事務局)

逐条解説の冒頭に市の体制強化をはじめとする「公助」の取組とあるが、公助は警察や消防、ライフラインの事業所など公的な役割を担う機関が公助の位置づけになり、細かく一つ一つではなく、防災関係機関との連携を含めて公助ということで修正を行いたい。併せて、災害の教訓、平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震とあるが、近年では令和元年の東日本台風など、国の制度を変えた能登半島地震が防災対策の変革をもたらした災害であり、この部分を整理して修正させていただきたい。連携機関ということで

は、防災関係機関ということを含めて公助ということで文言を加えさせていただく。

(委員)

市民に分かりやすく、安心する言葉も必要ではないかと思う。読み手がどう感じるかというところも配慮が必要かと思う。

(事務局)

警察や消防など身近な機関を災害時は連携していくということを含めることが、分かりやすさとしては十分伝わるということで認識したので、具体的な機関を含めて公助の中に追記させていただく。

(委員)

第一次避難場所は自治会館を指定されているが、自治会館は建て替えのタイミングで予算の問題で建て替えが難しくなっている自治会がある。そこに住んでいる方はどこに避難すればよいのかわからない。自治会は防災の最後の砦だと思うが、避難場所が確保できるのか怪しくなってきている状態である。例えば、近くにある小学校に避難してもいいという連携協定は組めないものかお聞きしたい。

(事務局)

地元の自治会館を第一次避難所という位置づけである。自治会が独自で地域の自治会館を指定しており、自主的に開設していただく地域主体の避難所となっている。指定避難所は、学校など市の公設の避難所ということで位置づけをしている。例えば、自治会の方が自主的に避難していただくが、災害の状況によっては市の指定避難所を開設して、自治会館ではなく指定避難所である学校の方へ避難していただいたり誘導させていただくこともある。認識として、最初、自治会館で、次に学校にいく認識なのか、それとも、大規模であれば直接学校へ避難するとか、地域の理解が浅い部分もあるので、出前講座や防災訓練を通じて周知啓発に努めている。学校施設などいわゆる箱物系を含む地域の資源には限界があるので、民間企業の皆さんにもパチンコ屋さんや量販店と協定を結んで資材の提供や駐車場の供給など協定に基づいて取り組んでいる。

(委員)

台風19号の時に起きたことだが、自治会に入ってないからどこに逃げたらいいかわからない人がいた。まず自治会館を知らないということ、避難指示が自治会単位だったので、そう言う面でフォローとしては必要かと思う。

(事務局)

自治基本条例は市民の皆さんのが権利をしっかりと享受すること、そのために、地域の活動に参加する、自治会に加入にするという原則があるので、入っていない人を置き去りにするということではないが、自治会に加入して災害であれば一体となって取り組んでいただくための制度だと認識している。ただ、その裏では事情で自治会に加入しない方もいるので、どう処置をしていくかだが、例えばメール配信サービスだったり、それは任意の登録になるし、防災ポータルサイトなどいわゆるキャッチ的に情報をとれるような対策に取り組んでいる。

(委員)

自治会に含まれていない人たちへのサービスはこう考えるとか逐条解説に記載したらどうか。

(事務局)

自治基本条例に自治会に加入されていない方に対しての対策を、明確に出すことが理に反することだと考えられるため、救済的なところで、情報提供や防災対策などセクションごとに取りこぼしのないように取り組んでいくことが現状である。

(委員)

条例とは関係ないが、全国的に熊の被害が出ている。行政として取り組み方や協力団体との対応など、情報があれば教えて欲しい。

(事務局)

熊などの獣害、コロナのような防疫的なところも一つの災害の位置づけとなっている。熊の目撃情報は市が収集してメール配信など周知啓発を図っている。小中学校の安全対策では、その情報が入り次第、周辺の小中学校に連絡をしている。そこには警察、消防などと連携している。駆除を含めた安全確保でいうと、各地域に猟友会があり専門の方がいる。その方にお願いして派遣したところの点検をしたり、現地確認をして安全対策を取り組んでいる。熊の目撃情報があつたら市へ一方いただきたい。猟友会の皆さんと協力して確保対策も含めて関係機関と協力して取り組んでいる。

(委員)

メール等の災害情報について、地籍名で配信され地元の人しかわからない表現ではないか。近く住んでいる人はわかると思うが、保育園名などを入れられてもわからない。位置情報を添付していただきたい。

(事務局)

文字だけでなく場所の可視化の情報が重要だと思う。文字とマップを連携した仕組みだけでいくと、防災だけに特化してしまうが、防災ポータルサイトがありそこで確認できる仕組みは作っている。雨が降っていてこの地籍でいまどうなっているかまでは可視化できていない。今後、可視化できるよう取り組んでいく。それがまさにDXの推進だと考えている。

(委員)

全員にお聞きしたいが、上田市からのLINEやメールは登録している方はいるか。

(10人ほど手を挙げていただいた)

様々なものが瞬時にメールで入ってくる。なにかあった時の避難場所や災害がどこで発生したかわかる。LINEやメールを、ぜひ登録していただきたい。

(会長)

それでは第20条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第20条(行政運営の基本)、逐条解説は33ページをお願いしたい。本条文は、市長及びその他の執行機関による行政運営の基本となる考え方や原則等について明らかにするために設けている。事務局案としては、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

～意見なし～

(会長)

それでは第21条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第21条(地域内分権の推進)、逐条解説は34ページをお願いしたい。本条文は、市の役割として、市民が身近な地域の課題を主体的に解決し、自治やまちづくりに取り組むことができるよう必要な体制を整備し、地域住民に身近な課題はできるだけ住民に近いところで話し合い解決を図るとする地方分権の趣旨に則り、地域内分権による地域の自治を推進するという、本条例の自治の基本理念を実現するために設けている。事務局案としては、この条例本文に修正事項はないが、逐条解説においては、現状に合わせた変更として、第1項の①上田市が目指す地域内分権のタイトルの下6段目から「そこで地域分権の推進に当たっては」から、一番下の行の「地域予算として、住民自治組織に対する交付金制度を確立しました」の部分

について、全体的な見直しを行いたい。

改正案は、「市として、地域内分権の推進に当たり、段階的に取組みを進めてきました。新生「上田市」の発足と同時に、上田市地域センター条例を制定し、地域の要望に適確に応えるための体制として、支所機能を備えた地域内分権の核となる7つの地域自治センターを設置したほか、第2項で規定する附属機関として9つの地域協議会を設置しました。

平成20年度には、地域課題の解決や地域の活性化のために、市民の皆さんのが主体的に取り組む事業に対して補助金を交付する「わがまち魅力アップ応援事業」を創設し、様々な地域コミュニティの活動拠点として「まちづくり活動拠点」を整備したほか、地域自治センターの裁量を拡充し、各地域の判断により臨機応変に執行できる「地域予算」の導入を行いました。

平成23年には上田市の自治の基本理念及び基本原則を決め活力ある自立した社会の実現を目指す「上田市自治基本条例」を制定しました。

以降の主な取組として(1)住民自治組織の設立と運営支援、(2)地域担当職員の配置、(3)地域予算の確立を進めてきました。

住民自治組織の設立については、設立準備会にあたる「地域経営会議」において設立の枠組み等の検討を経て、平成27年度以降、住民自治組織の設立が進められており、令和7年3月時点で市内9地域に13組織が設立されています。

地域担当職員は、地域内分権への住民意識を高めながら、地域経営会議や住民自治組織の取組を支援する目的で配置された職員で、平成26年度から地域自治センター等に配置しています。

また、令和7年度には、住民自治組織に対する交付金制度を確立しました。

この様に、段階的に地域内分権の確立に向け様々な取組を推進してきましたが、初期に立ち上げられた住民自治組織は設立から10年が経過し、また、新市誕生から20年を迎える中で、今後は設立推進期から組織力向上・発展期ととらえ、地域協議会の役割について見直しを行うとともに、自治会・自治会連合会等と住民自治組織がより連携を密にしていける仕組みづくりを進めていきます。

今後も引き続き、社会情勢等の変化に対応しながら、時代に合ったまちづくり推進体制の整備に努めています。」ということで、現状に合わせて変更したい。

逐条解説35ページをお願いしたい。下にある(第2項)、「本項で規定する付属機関とは、市民の市政への多様な参加・参画制度の一つとして、市内の公民館単位に設置した9つの地域協議会をいいます」という部分について、修正案として「本項で規定する付属機関とは、市民の市政への多様な参加・参画制度の一つとして、地域協議会を設置しています。平成18年の新生上田市の発足時には、市内の公民館単位に9つ設置しましたが、住民自治組織の設立状況を踏まえて、地域協議会のあり方を見直し、令和4年度から5つの地域協議会に再編されました。」ということで、現状に合わせて変更したい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

(委員)

第3項の変更はないか。

(事務局)

第3項の変更は行わない。

(委員)

第1項について伺いたい。現行は「①上田市が目指す地域内分権」と「②第4ステージの取組内容」がある、それを削除して新たに記載したということか。

(事務局)

資料には①の数字が残ってしまっているが、①の数字は削除し、「②第4ステージの取組内容」は内容が全部削除となるので訂正させていただきたい。

(委員)

「②第4ステージの取組内容」は3つのステップが記載されていて、「検討・調整期」「設立準備期」「設立推進期」と記載があったが、これがないとすると、改正案として「今後は設立推進期から組織力向上・発展期ととらえ」という部分で、いままでは「設立推進期」だったのが、これからはそうではないということが読み取れる。修正案だけ読むと意味がよくわからない。今後は「設立推進期」「組織力向上・発展期」のどっちなのか、両方なのか、そういう理解でよいか。

(事務局)

35ページまでは令和5年までの説明をしていて、この令和5年までにすべて取組が完了する予定で進めてきたが、実際には住民自治組織が市内全地域に設立されていない状況にある。この表自体が、ずっと使っている表であるが、現在は、この表自体は説明が不要となっている。他のステップでは2年～3年の周期で記載しており、第3ステップにおいては、平成30年～令和2年までの表であったが、令和5年になってもまだ完成していない状態である。よって、これは削除して、住民自治組織の取組をこれからはここに記載していく。この、「組織力向上・発展期」は、設立していないところも含めて設立を全地域に目指しながら、向上・発展期ととらえるということでご理解いただきたい。

(委員)

当初の予定では設立推進期はもう終わっているはずだが、まだ終わっていないとすると意味はわかるが、この文章だけでは意味がわからない。

(事務局)

見直しを行う。

(会長)

それでは第23条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第23条(財政運営)、逐条解説は38ページをお願いしたい。本条文は、自立した行政運営の基盤ともいえる財政の健全性を確保し、財政運営における透明性の向上を図るための基本的な事項について明らかにするために設けている。事務局案としては、事務局案としては、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

～意見なし～

(会長)

それでは第24条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第24条(附属機関)、逐条解説は39ページをお願いしたい。本条文は、法令等により設置する附属機関としての審議会等の構成員の選考における考え方や会議の公開について明らかにするために設けている。事務局案としては、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

～意見なし～

(会長)

それでは第25条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第25条(行政手続)、逐条解説は40ページをお願いしたい。本条文は、市民の権利と利益の保護を目的として、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために、市が行う処分、行政指導等の手続きについて適正に行うことについて明らかにするために設けている。事務局案としましては、この条例本文に修正事項はなく、逐条解説においては、行政手続法や行政手続条例等は、当該法律等が直接的に住民の権利利益を保護するのではなく、行政運営の公正さと透明性を向上させることを通じて、間接的に住民の権利利益の保護に貢献するという考え方のため、修正案としまして、逐条解説の一番下の行の「市民の権利利益が保護されるという考え方によるものです。」を「市民の権利利益の保護に資するという考え方によるものです。」に修正を行いたい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

(委員)

行政手続法と行政手続条例は変わってないが、解釈を変えたということか。もともと「資する」という条例であったのか。

(事務局)

そのとおりで、法と条例のそれぞれの第1条に目的があり、そこでも「資する」という書き方となっている。逐条解説は法と条例とずれた書き口になっていたので合わせたいというもの。

(委員)

例えば、条例のところでは、「市は、市民の権利利益を保護し」が残るが、最初が違っていたということか。「保護する」から「保護に資する」というのは後退ではないか。「保護する」ということは範囲が広いが、「資する」というのは、行政は一歩下がったというイメージになる。行政手続法と行政手續条例が変わっていないのなら、自治基本条例を最初に作った段階から「資する」でなければいけなかったのか。

(事務局)

あるべき論でいうと、当初の時に同じような書き方が好ましかったと感じるところである。

(委員)

本文の方はこのまま「保護し」で残るのか。

(事務局)

一旦そのように考えている。

(委員)

本文で「保護し」と言っていると、解説で保護に資するではできかねるのではないか。なにか法が変わったからではなくて解釈を変えるという考え方よろしいか。

(委員)

関連だが、行政手続きを明らかにすると、それによって市民の権利の保護に資する、それだけでも保護されたということではなくて、そうしなかったら保護されないと、だけれども、行政手続きを明らかにすることは直ちに保護したとならない。そういう理解と推測している。ただ、行政手続きを明らかにすることは、明らかでないような手続きを受けないと、その面で保護されているということはできて、100%他の面で保護されていなかつたとしても、その面では市民の権利は保護されているということもできると思うので変更する必要はないのではないかと感じるがどうか。

(事務局)

行政手続きの権利利益を保護するという考え方だが、行政手続法や条例の考え方は、まず許認可等の処分の申請、例えば公民館の使用したい場合の使用申請をしていただいて、それに対して市が許可したり許可しなかつたりすることが行政処分ということになる。行政手続条例で何を定めているかだが、申請をもらったら、一定期間内に早く許可か不許可の答えを出していくことだったり、不許可とする場合や許可したものを取り消す場合は、不許可の理由を明確に伝えなさいだとか、基準を明確化しなさい、最後に許可したものを取り消す場合は、不利益処分になるが、その場合は聴聞、相手の言い分を聞いてくださいと、そういった手続きを踏んでくださいと規定している。そういう意味でいくと、例えば、不利益処分となった場合は権利を奪うことになるが、その手続きをしっかりとすることで、公平公正に恣意的にやっているのではないことで「資する」というふうになるという行政手続法だったり行政手続条例の考え方であります。ただ、自治基本条例の本文の整合という部分では、一見すると条例では資するとは書いてなく、ダイレクトに保護すると書いてあるので、逐条解説との不整合は生じてくるのはご指摘のとおりだと思うので、府内でも検討させていただきたい。

(会長)

それでは第 26 条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第 26 条(説明責任)、逐条解説は 40 ページをお願いしたい。本条文は、第 6 条「市民の権利」で規定している市民の「市政に関する情報を知る権利」を保障するものとして、市の市民に対しての説明責任について明らかにするために設けている。事務局案としては、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

～意見なし～

(会長)

それでは第 27 条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第 27 条(応答責任)、逐条解説は 40 ページをお願いしたい。本条文は、市民から信託を受けた市の責務として、市民との信頼関係を築くためにも、市民からの意見等に誠実に耳を傾け、提出された意見等について適切に対応することを定めている。事務局案としましては、この条例本文に修正事項はないが、逐条解説においては、条例の規定中の文言と逐条解説中の文言の意味に相違があるため、修正案として、逐条解説の 2 行目、「提出された意見等について適切に対応することを定めています。」を「提出された意見等について適切に応答することを定めています」に修正を行いたい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

(委員)

「対応」は聞かれたことに対して応答まで含まれているが、「対応」から「応答」に変更となるのは、一步引いているイメージに捉えられる。なにか文言を入れて適切に応答し対応するとか、なにか対応という言葉は残して欲しいと考える。応答だけでは本当に聞いて返事して終わりというイメージが強い。

(事務局)

持ち帰り検討させていただきたい。

(委員)

「対応する」を「応答する」に変えた理由はなにか。

(事務局)

自治基本条例本文と逐条解説の表現の整合というのが一点である。例えば、行政の場合、市民からいろいろな意見をいただきて、中には相反する対立するような意見も場合によってはありうるものもある。例に出すと他市でも公園が廃止になる経過があった。あれもいろいろな方の意見があつた中で、報道されているような結果になった。なかなか対応ということまでとなると難しいという側面もある。市に対してご意見をいただいたことに対しては少なくとも応答はしないといけないが、対応となると難しい面がある。

(委員)

「適切に対応する」となっているから、適切な対応が応答ですという言い方もできるのではないか。

(会長)

私は、反対に、行政の皆さんが強い責任感で、「対応する」の意味を考えた結果、この言葉に落ち着いたと思っている。行政もやれるところと、やれないところもありながらの言葉の選び方だったのかと思う。決して、みんな手を引くということではなくて、責任が取れる範囲のところは、ここですと示されたのではないかと思う。次回、検討していただきて提案していくことでよろしいか。

(事務局)

よろしくお願いいしたい。

(会長)

それでは第28条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第28条(意見等の公募)、逐条解説は40ページをお願いしたい。本条文は、市政への市民参加制度の一つとして、行政としての意見等の公募に関する基本的な考え方を明らかにするために設けたものである。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

～意見なし～

(会長)

それでは第29条について事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局)

続いて、第29条(行政評価)、逐条解説は40ページをお願いしたい。本条文は、効率的で効果的な行政運営を行うことを目的として、行政評価を行い、その結果を市民に公表するとともに、政策等への反映に努めることを明らかにするために設けている。事務局案としては、修正事項は「なし」としたい。

(会長)

ご意見、ご質問をお願いしたい。

～意見なし～

(会長)

本日会議予定の条例は終了した。他に意見があればお出し願いたい。

(委員)

第16条の逐条解説に「なお、市から情報提供するだけでなく、市民同士がまちづくりに必要な情報を共有することが地域コミュニティ等の活動を活性化することに繋がる。これはすごく重要なことだと思っている。真田地域では有線放送がなくなって、高齢者が楽しみにしていた朝の放送、お悔やみ、防災関係の情報が聞けなくなってしまった。真田地域自治センターが中心になって、それに代わるものということで、ここの大な取り組みにも記載してあるが、地域コミュニティアプリ「キクもん」開始された。自治会の回覧板の話があったが、回覧板は遅いし見ないし、文書が残らないので忘れてしまう。ところが、キクもんだと自治会の中で文書が回ると、例えば、今日の草刈り作業は中止になればすぐに伝えられるし、回覧で回した文書も見られる。手元に残っているから忘れない。自治会の行事をやるから来てという案内もすぐにできる。コミュニケーションツールとして狭い範囲で活用できる。防災に関しては、狭い範囲だけでなく、本原地区など大きな範囲でも共有できる。防災は自治会だけではダメなので。長地区や本原地区など防災に必要な範囲に情報が行くので、災害で逃げる際も共有できる。こういうアプリを開発していただいて、使っていることはこれからの人たちにとってもありがたいことである。その他に地域協議会の会議資料も送られてくる。自治センターの職員も労力が軽減される。こういうツールが使えることはとてもありがたい。検証シートの取組内容にこういう内容が書いてあることがたかった。取組内容には、附属機関とはなにかわからないので、附属機関名を列挙してもらうと分かりやすいと思った。

(事務局)

キクもんは真田地域限定で取り組んでいる事業になっており、現在は、全市展開までは至っていない。自治会のDX化には様々な手法があり、どのような仕組みがいいか探りながら進めている状況である。

(委員)

第7章の防災のことだが、災害があった場合の避難場所について、災害にもよると思うが、物流が途絶えるところがでると思う。食料や水などの備蓄について、個人として備えられている方もいると思うが、恐らく限られた人だと思う。そういった皆さんのはいざというときに本当に困ると思う。市としては、備蓄に関してマニュアルというものはあるのか。

(事務局)

上田市の備蓄については、分散型として市内27カ所に倉庫を設けている。食料、衛生用品、毛布などの寝具を含めて、11種類、21万点確保している。地域防災計画に基づいて設定をしているが、1日2食の二日分であるとか、人口の5%の備蓄など、あくまでも急場の保管という位置づけのものとなっている。保管にも限度がある。あとは、協定で量販店などと協定を結んでいて、食料や資器材を含めた提供をいただけるというような体制、いわゆる官民連携的なところで、備蓄は確保している。どこの家庭もそうだが、基本的には各個人で最低3日分、多ければ7日分を備蓄し確保していただくことが原則の中で、数量を定めていくことがあるが、なかなか普段行うのは難しいので、それはやはり周知啓発のところが重要だと考えている。危機管理防災課では、年間70回ぐらい地域を回っている。その時に期限の近いものは、廃棄をせず、社会福協議会へ提供させていただいたり、地域に還元もしている。

(委員)

個人としても備蓄は大事だと思っている。改めてわかった。

(委員)

いまの備蓄の件ですが、市内で27カ所あるということだが、実際に配るということになると、自治会単位で配られるということでしょうか。

(事務局)

原則的に避難所に避難された方をベースに供給をさせていただく。ただ、風水害においては車での移動は推奨していないが、実際に風水害の時に車で移動しないことは不可能があるので、例えば車で移動されて、

一時避難をされている方をどうやって把握していくか重要なところであり、例えば、連絡手段として真田でのキクもんは一つの方法になる。インフラの倒壊によって使えないことは当然出てくるが、手段として全市展開できるような方向で検討してまいりたい。防災も含めてであるが、DX化を進めて利便性や迅速性を高めるというところで、新たな施策展開として進めていきたいと考えている。

(委員)

私の住んでいるところは自治会がない地域で、丸子のグリーンヒルというところに住んでいる。そこは自治会がないので、特殊な場所となっている。管理組合は一応あるが、管理組合に入らない人も増えているので、自治会単位で情報が入る仕組みだと、孤立してしまうことがある。そうではない仕組みができるといいなと思っている。今後ともよろしくお願ひしたい。

(委員)

地域内分権の第21条の地域内分権はずっと継続していくものなのか。どこかでそれは終わってしまうのか、予算も含めてだが。先頃、地域協議会についてのアンケートがあった。アンケート内容は地域協議会がなくなてもよいかとの質問であった。アンケートは、市内全部に同じように行われているのか、或いは真田地域だったら、必要だという意見が多かったら、真田地域は残るかということもお聞きしたい。

(事務局)

地域内分権について、現在、自治会、自治連、住民自治組織など、地域づくり団体は複数あるが、住民自治組織は最初にできた組織は10年経っている。そういう意味で、自治連との役割の見直しも同時に進めている。役割の見直し等はあるが、いずれにしても地域内分権の推進という意味においては、今後もずっと続くものである。地域協議会の関係は、今、上田地域の右岸と左岸について、上田地域を一つにまとめるという案で進んでいるが、そのほかの、丸子・真田・武石については、いまのところそのままである。定員の見直しは入るかもしれないが、組織そのものは各地域に現状は残すということで進んでいる。

(会長)

他にどうか

～意見なし～

4 その他

次回 第4回 上田市自治基本条例検証委員会

日時 令和7年10月23日(木) 午前9時30分から

場所 市役所南庁舎5階 S503会議室

5 閉会